

シンガポール国際仲裁センター／2021 年仲裁実績報告

2022 年 5 月
 One Asia Lawyers シンガポール事務所
 Focus Law Asia LLC
 シンガポール法・日本法・アメリカ NY 州法弁護士
 栗田 哲郎

シンガポール国際仲裁センター（SIAC）は、2021 年版年次報告書を発表した。本稿においては、SIAC の年次報告書に基づき、2021 年の SIAC における国際仲裁の状況について記載する。

1 2021 年仲裁新規案件数、係争総額

2021 年において、SIAC は 469 件の新規案件が開始され、SIAC において過去で 3 番目に高い事件数を記録したとのことである。SIAC が取り扱った 469 件のうち、446 件（95%）は SIAC が管理する案件となっている。残りの 23 件（5%）は、アドホック仲裁となっている。下記の表の通り、SIAC の事件処理件数は 5 年連続で 400 件を超えている。

なお、2020 年の新規事件数は 1080 件であり、この数字がコロナ禍による紛争の増加などを受けた一種特殊な数値であったことが分かる。

SIAC の 2021 年の係争総額は 65.4 億米ドル（SGD88.5 億、約 8300 億円）となっている。1 件の管理案件の最高紛争額は 19 億 5000 万米ドル（SGD26 億 4000 万、約 2300 億円）で、これは 2020 年の最高紛争額から倍増したとのことである。



Total Number of New Cases Handled by SIAC (2012-2021)

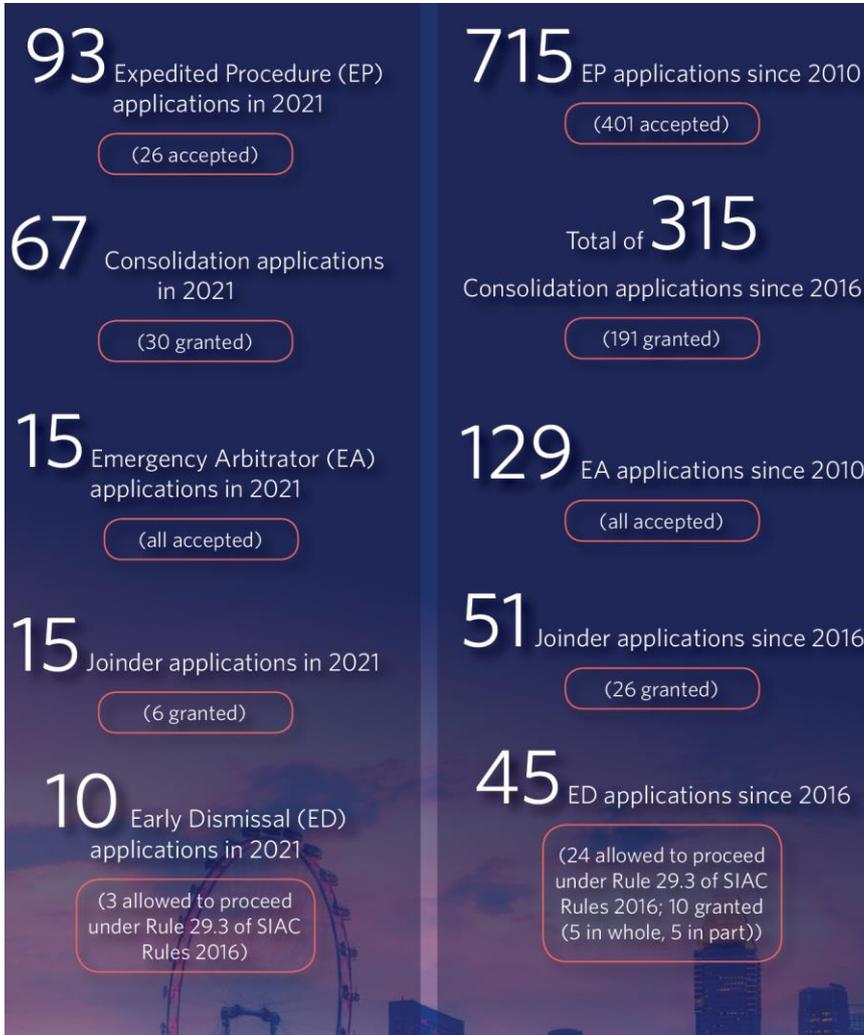


【SIAC Annual Report より引用】

2 簡易仲裁などの実績

SIAC 規則 2016 に基づく手続きは引き続き利用されており、2020 年からは簡易仲裁（Expedited Procedure）、早期却下（Early Dismissal）、併合（Joinder）などの申請件数が増加した。

特に簡易仲裁（Expedited Procedure）が 93 件、緊急仲裁（Emergency Arbitrator）が 15 件と、簡



易仲裁・緊急仲裁が引き続き利用されていることが分かる。また、簡易仲裁は 93 件の申し立てが行われたものの、26 件のみが Accept されている一方、緊急仲裁は 15 件のうち全件が Accept されたこととなっており、簡易仲裁は成功率が低い一方、緊急仲裁の成功率が非常に高いことが分かる。

その他多数当事者に関連する手続きも頻繁に利用されていることが分かる。

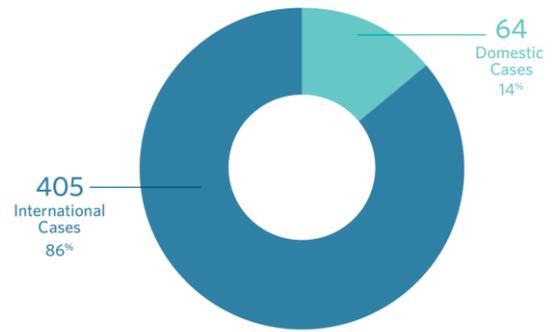
【SIAC Annual Report より引用】

3 仲裁の当事者

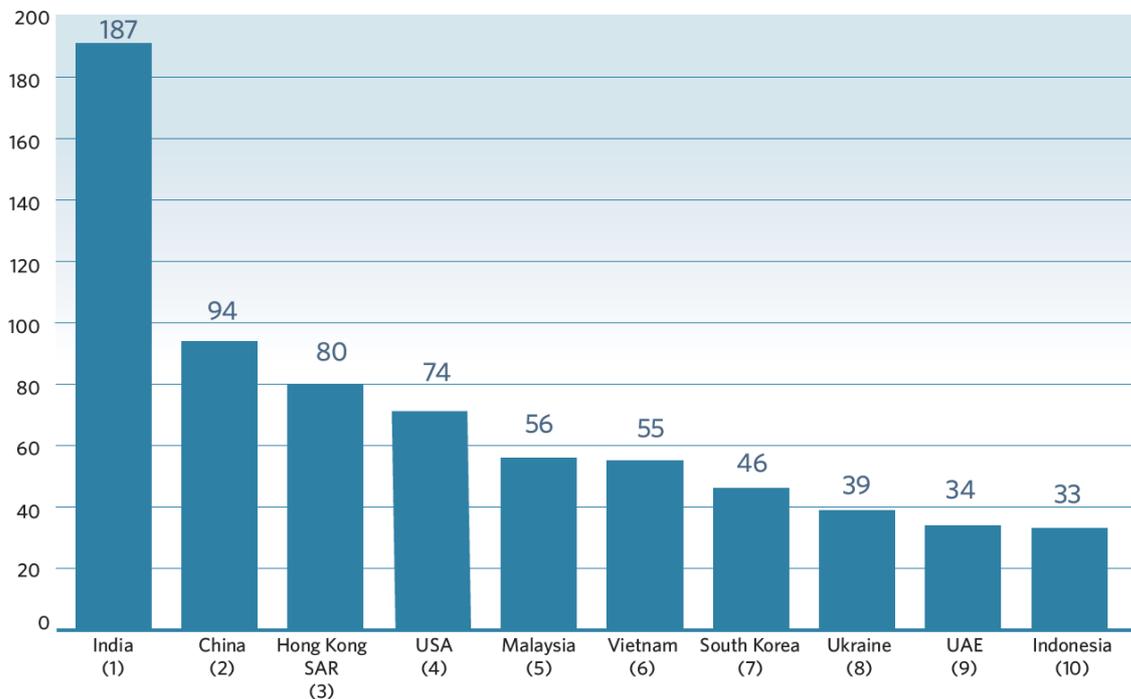
2021年に64法域の当事者がSIACでの仲裁を選択し、2020年の60法域から増加した。SIACに新たに申請された事件の86%は国際的な仲裁（International Cases）となっており、国内仲裁（Domestic Cases）は14%の64件のみとなっている。

インド、中国、米国が引き続き外国当事者の利用者ランキングの上位を占め、その他の外国人利用者トップ10は、Civil Law および Common Law の両法域の当事者からなり、SIACでは2020年と比較して、香港特別行政区、マレーシア、韓国、UAE、ウクライナ、ベトナムの当事者数が増加した。日本は13件と2020年と比較して、件数は減少している。

International and Domestic Cases Handled by SIAC in 2021



Top Ten Foreign Users at SIAC in 2021



In 2021, our top users continue to include India, China, and USA. There was an increase in the number of parties from Hong Kong SAR, Malaysia, South Korea, UAE, Ukraine, and Vietnam compared to 2020.

SIAC received cases from parties from 64 jurisdictions, which are detailed below.

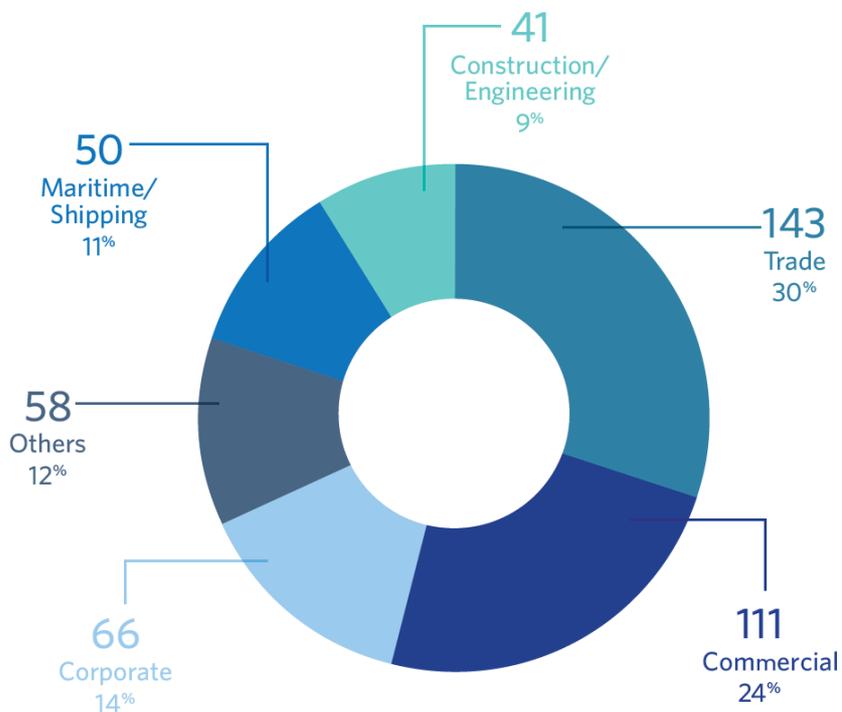


4 紛争の種類

紛争の種類としては、143件が Trade、111件が Commercial となっており、一般的な契約に関する紛争が過半を占めることとなった。また、Corporate 関係が 66件となっている。

他方、Maritime/ Shipping や Construction/ Engineering になどの専門的な紛争は 20%程度となっている。

Categories of Disputes in 2021



【SIAC Annual Report より引用】



5 準拠法

SIAC において紛争となった場合、合計 21 法域の準拠法が用いられており、そのうちシンガポール法が 52% を占め、19.6% がイギリス法となっている。このため、引き続き、コモンローの法律が準拠法として利用されていることが分かる。

日本法は準拠法として採用されたケースはなかったと思われる。

Governing Laws

The governing laws of 21 different jurisdictions were applied in disputes referred to SIAC in 2021. The most commonly applied governing laws were Singapore (52.0%) followed by the United Kingdom (19.6%) and India (6.2%):

- California, United States of America
- Cambodia
- Cayman Islands
- China
- Hong Kong SAR
- India
- Indonesia
- Malaysia
- Maldives
- Mongolia
- Myanmar
- Nepal
- Netherlands
- New York, United States of America
- Philippines
- Singapore
- South Korea
- Thailand
- United Kingdom
- Vietnam
- Western Australia



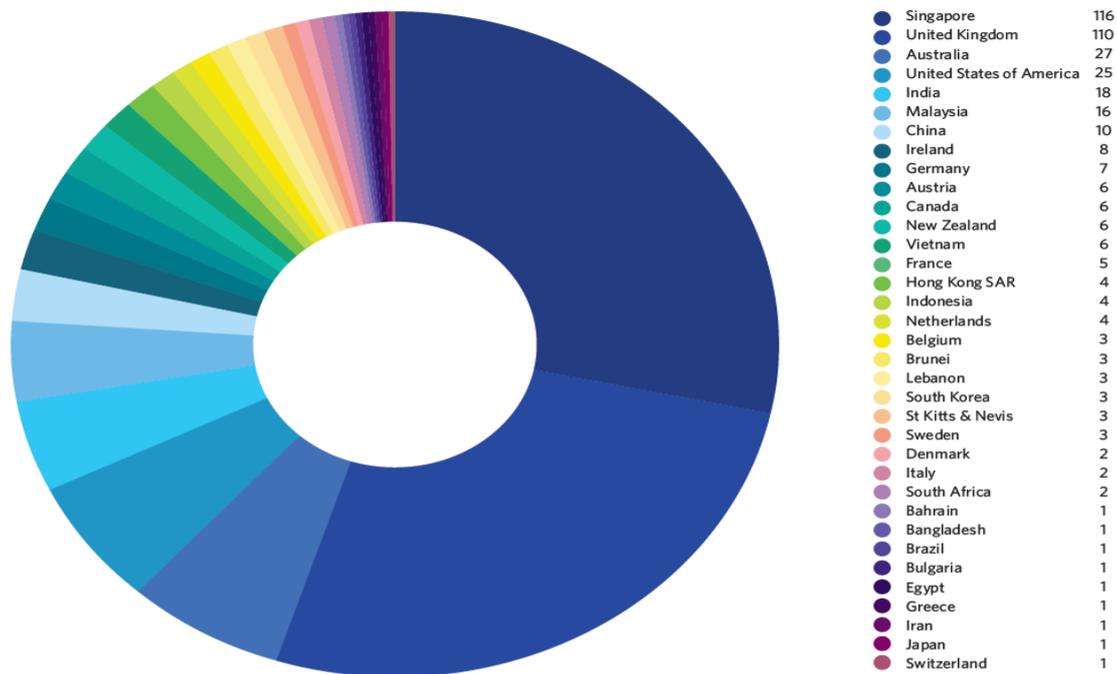
6 仲裁人

選任された仲裁人は、シンガポール人が116件、イギリス人が110件、オーストラリアが27件、アメリカが25件、インドが18件、マレーシアが16件となっており、コモンローの法域で75%以上が占められていることが分かる。

その後、シビルローの法域からは、中国が10件、ドイツが7件となっているが、その割合は極めて低い。日本は1件のみとなっている。

Geographical Diversity in Arbitrator Appointments

The following chart shows the geographical diversity of arbitrators appointed*:



Of the 371 appointments:

- 137 (33%) were non-Singaporean arbitrators appointed by SIAC;
- 113 (27%) were non-Singaporean arbitrators nominated by parties;
- 45 (11%) were non-Singaporean arbitrators nominated by co-arbitrators;
- 61 (15%) were Singaporean arbitrators appointed by SIAC;
- 47 (12%) were Singaporean arbitrators nominated by parties; and
- 8 (2%) were Singaporean arbitrators nominated by co-arbitrators.

* The total count of 411 arbitrators takes into account 38 arbitrators with dual nationality and 1 arbitrator with triple nationality.

【SIAC Annual Report より引用】



7 まとめ

以上のように 2020 年のような特殊な数字を除けば、SIAC における対応案件は、順調に増加しており、そのほとんどが国際案件である。そして、その中でコモンローの準拠法・仲裁人が占める割合は極めて高く、アジアにおいて展開する日本企業も、コモンローの理解が益々重要になるといえよう。

◆ One Asia Lawyers ◆

「One Asia Lawyers」は、日本および ASEAN 各国の法律に関するアドバイスを、シームレスに、一つのワン・ファームとして、ワン・ストップで提供するために設立された日本で最初の ASEAN 法務特化型の法律事務所です。当事務所メンバーは、日本および ASEAN 各国の法律実務に精通した専門家で構成されています。日本および ASEAN 各国にオフィス・メンバーファームを構えることにより、日本を含めた各オフィスから ASEAN 各国の法律を一括して提供できる体制を整えることに注力しております。

本記事に関するご照会は以下までお願い致します。

info@oneasia.legal

< 著 者 >



栗田 哲郎

One Asia Lawyers Group 代表

シンガポール・日本・NY/USA 法弁護士

日本の大手法律事務所に勤務後、シンガポールの大手法律事務所にパートナー弁護士として勤務。その後、国際法律事務所アジアフォーカスチームのヘッドを務め、2016年7月 One Asia Lawyers Group を創立。シンガポールを中心にクロスボーダーのアジア法務全般（M&A、国際商事仲裁等の紛争解決等）のアドバイスを提供している。2014年、日本法弁護士として初めてシンガポール司法試験に合格し、シンガポール法のアドバイスも提供している。

tetsuo.kurita@oneasia.legal

+65 8183 5114